

平成 30 年度 東海大学医学部附属八王子病院

高度専門・救急医療整備事業補助金 交付要綱

第 1 条 (総則)

この要綱は、八王子市と学校法人東海大学（以下、「補助事業者」という。）の間において、別に締結する「東海大学医学部附属八王子病院 高度専門・救急医療整備事業に関する協定書」に基づき、経費の一部を平成 30 年度予算の範囲内において補助することについて、必要な事項を定める。

第 2 条 (交付の目的)

東海大学医学部附属八王子病院（以下「東海大学八王子病院」という）において、診療上、高度専門・救急医療整備事業を実施することに対し、八王子市がその経費の一部を負担し、市民の高度専門医療や救急医療の需要に応えることを目的とする。

第 3 条 (交付対象事業)

補助事業者が実施する以下の事業とする。

高度医療機器整備事業（CT・MRI・エコー・血管造影装置等高度医療機器購入費）

専門医療施設整備事業（放射線治療室等専門医療施設の増改築費用補助）

救急医療施設・設備整備事業（集中治療室等救急医療施設・設備改修費）

救急医療体制整備事業（救急医療運営費）

高度専門・救急医療人材確保事業（人工心肺、がん放射線治療機等特殊医療機器を操作する技師、がん治療・NICU等高度な医療を展開するために必要な特別な技術・知識を持つ医師・看護師等を確保する経費）

災害拠点体制整備事業（発電設備増強等災害拠点施設の設備改修・強化費、臨時診療体制整備、連携・連絡体制強化費）

産科体制整備事業（産科医療に関する備品購入費及び設備改修費、産科医療充実のために必要な技術・知識を持つ医師・看護師等を確保する経費）

第 4 条 (交付額)

2 億 5 千万円とする。なお、補助金の各事業への配分については、補助事業者が提出する事業計画書を審査し、八王子市が決定するものとする。

第 5 条 (交付対象期間)

交付対象期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

第 6 条 (交付申請)

補助事業者は、第 3 条の事業を実施しようとする場合は、必要事項を記載した補助金交付申請書（第 1 号様式）に必要な書類を添えて、平成 30 年 4 月 1 日までに市長に提出しなければならない。

第 7 条 (事業予定)

補助事業者は、八王子市が、本補助金が効果的・計画的に運用されるかを確認する参考として、当該年度以降 3 年間の各事業の実施予定を交付申請時に、前年度の病院全体の収支を交付決定日から 9 か月以内に報告しなければならない。

第 8 条 (交付の決定及び通知)

市長は、前条の規定による補助金の交付申請を受けたときは、補助事業の目的及び内容が適正であり、かつ、効果が期待できるか、金額の算定に誤りがないか等について、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて実態調査等を行うものとする。

2 前項の規定による審査等の結果、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第 2 号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

第 9 条 (交付の条件)

市長は、前条の規定による交付の決定に際し、補助金等に係る予算の執行の適正を図るため、交付の条件を付するものとする。

第10条（補助事業者の責務）

補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。いやしくも補助金等を他の用途へ使用してはならない。

- 2 補助金に係る予算の執行の適正を図るため、補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の資料を常備し、市長が必要であると認めるときは、それらの資料を提示し、又はその内容を報告しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項に規定する資料を、補助事業の完了後、5年間保存しなければならない。
- 4 補助事業者は、市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じなければならない。

第11条（内容変更等の承認）

補助事業者は、補助事業の変更等をしようとする場合、速やかに補助事業（変更・中止・廃止）申請書（第3号様式）により、市長にその旨を通知し、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請が適正であると認めるときは、補助事業（変更・中止・廃止）承諾書（第4号様式）により、申請者に通知する。

第12条（事故報告等）

補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由等を市長に報告し、指示を受けなければならない。

第13条（事業着手及び補助金の請求）

補助事業者は、第3条の交付対象事業について、平成30年4月1日から事業着手するものとする。また、第8条の交付決定通知書を受けた後に、交付対象事業ごとに市長に対し補助金を請求するものとする。

第14条（補助金の支出）

補助金は、前条による補助金の請求があったときは、市長は速やかに補助事業者に対し、補助金を支出するものとする。

第15条（実績報告）

補助事業者は、補助事業が完了したときは、1か月以内に必要な事項を記載した補助事業実績報告書（第5号様式）に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。第11条の規定により廃止の承認をした場合も、また同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、報告期限を1か月間に限って延長することができる。

第16条（補助金の額の確定）

市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、実績報告書等の審査及び必要に応じて現地調査等によりその報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に適合するものであると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第6号様式）により、補助事業者はその旨を通知するものとする。

第17条（是正のための措置）

市長は、前条の規定による審査又は調査等の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及び通知に付した条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業について、これに適合させるための措置をとるべきことを命ずることができる。

- 2 第15条の規定は、前項の命令により補助事業者が必要な措置をした場合について準用する。この場合において、同条中に「1か月以内に」とあるのは「直ちに」と読み替えるものとする。

第18条（交付決定の取消）

市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (3) 補助金の交付決定の内容及び通知に付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
 - (4) 前3号のほか、この規則及び他の法令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 第8条第2項の規定は、第1項の規定により取消をした場合に準用する。

第19条（補助金の返還）

市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合又は第16条の規定により補助金の額を確定した場合において、補助事業の当該取消に係る部分又は確定額を超える補助金に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。